

商工 会報 よしか

2025年10月発行

発行 吉賀町商工会

会長 松前享司

本所 鹿足郡吉賀町広石562

TEL (0856) 77-1255

FAX (0856) 77-1640

支所 鹿足郡吉賀町柿木500-1

TEL (0856) 79-2239

FAX (0856) 79-2230

(URL)<http://yoshika.shoko-shimane.or.jp>

(E-mail)yoshisho@sun-net.jp

商工会柿木支所の事務所移転について（お知らせ）

拝啓 秋色の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の活動にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当会の柿木支所会館は、昭和52年に建設され商工会の経営改善普及事業の拠点として使用して参りましたが、築48年が経過し建物の老朽化による雨漏りや耐震強度の問題もあり、9月末日をもちまして柿木支所会館を閉所し、吉賀町役場柿木庁舎裏の付属棟へ事務所を移転いたしました。

このことに併せ9月30日に関係各位のご出席のもと支所会館閉所式を開催いたしました。また、10月1日には、町長岩本様ほか役職員出席のもと新事務所開所式を行い、この日より、新事務所での業務を開始いたしました。

新事務所の住所は以下の通りで、電話番号、FAX番号につきましては変更ありません。来客者用専用駐車場は役場裏手に2台ございますのでご利用ください。旧商工会館につきましては、土地の所有者であります吉賀町とも協議しながら処遇について検討して参ります。

新事務所 島根県鹿足郡吉賀町柿木500-1 （吉賀町役場柿木庁舎裏）



相談室入口



相談室



事務室入口



事務室

島根県最低賃金が

令和7年11月17日から

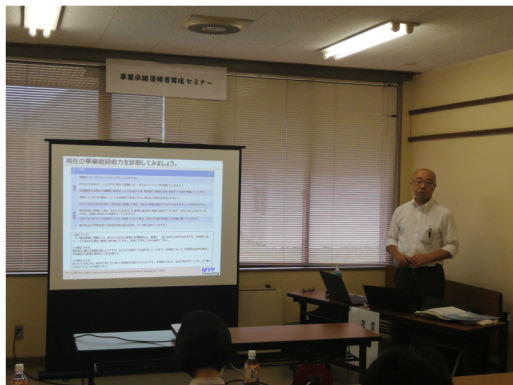
1時間**1,033**円になります！

島根県では2025年11月17日から71円の引き上げになります。これはフルタイム40時間で従業員1名を雇用してる場合、年額約147千円の上昇になります。時間給だけでなく月給者も対象になりますので40時間フルタイム労働で総支給額が179千円を下回る場合（手当などは含まず）は条件変更が必要な可能性があります。労働局のHPにチェックツールがありますので不安な事業者は商工会や労働局へ気軽にお問合せください。

引き上げ日より事前に賃金の引き上げを行う場合、省力化などへの取り組みに対する設備投資などに利用できる「業務改善助成金」※厚生労働省 という助成制度もございます。

BCPセミナーを開催いたしました

事業承継後継者育成・啓発セミナーとして初心者向けのBCPセミナーを開催しました。BCPとは「事業継続計画」というもので、災害時にどう対応するかあらかじめ想定し、計画を作り、早期の再開を目指す計画です。島根県は企業のBCP策定率は全国ワースト1位となっています。国は東日本大震災を経験し、これから南海トラフ地震の発生が想定され、中小企業にもBCPを策定することを勧めています。吉賀町商工会も石見では一番最後になってしまいましたが、現在専門家と一緒に商工会のBCP、事業継続力強化支援計画の島根県への認定申請、町内企業2社のBCPの策定を今年度行っております。南海トラフ地震の直接的な被害は想定されていませんが、山陽が被害を受けた際の吉賀町への影響や、国道187号線が災害で不通になった場合の対応、サイバー攻撃など想定される災害は多岐に及びます。緊急連絡網も作っていない会社もまだまだ多いと思いますのでこれを機会に興味がある企業がございましたら気軽にお申しつけください。※事業継続計画（BCP）と事業継続力強化計画（ジギョケイ）と2つあります



講師の宮崎氏

ジギョケイ認定の3つのメリット

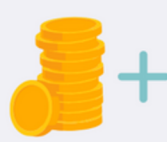


認証マークの発行

名刺やwebサイトに掲載することができます



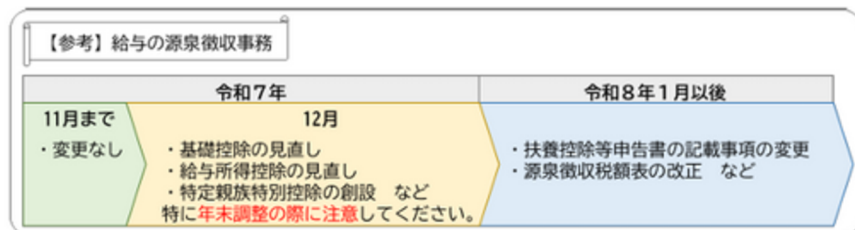
税制措置・金融支援



補助金の加算

令和7年度税制改正により所得税の基礎控除の見直しがあります

今年度は、基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設があります。まず年末調整事務に関する来月からの流れは以下の通りです。



【基礎控除額（改正された範囲）】		基礎控除額		改正前
合計所得金額 (収入が給与だけの場合は収入金額 ^(※1))		改正後 ^(※1)		
		令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円 ^(※2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(※2)	58万円		
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(※2)			
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 890万円以下)	63万円 ^(※2)			
655万円超 2,350万円以下 (890万円超 2,545万円以下)	58万円			

基礎控除は全員が10万円ずつ増額され、一定未満の所得の方は段階的に基礎控除額が上乘せされます。給与所得控除も10万円増額されます。これにより103万円の壁も変わります。これについては新年号で詳しく説明します。

国税庁HPより引用